



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年2月17日火曜日 第686号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 地方自治法の規定に基づく公金事務の委託……………（地域政策課） ……58
- 土地改良事業の工事の完了……………（農地整備課） ……58
- 道路の供用開始（県道肱川公園線）……………（南予地方局大洲土木事務所） ……58

教育委員会告示

- 愛媛県指定有形文化財及び愛媛県指定天然記念物の指定……………（文化財保護課） ……58

人事委員会規則

- 職員を採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則……………（人事委員会事務局） ……59

告 示

○愛媛県告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年2月17日

愛媛県知事 中村時広

名 称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指 定 日	委託をした日	委 託 期 間
一般財団法人地域総合整備財団	千代田区麴町四丁目8番1号	地域総合整備資金貸付金の元利償還金の徴収事務	令和8年2月5日	令和8年2月13日	令和8年2月13日から令和14年3月31日まで

○愛媛県告示第96号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和8年2月17日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	難波地区（松山市）	令和8年1月30日

○愛媛県告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年2月17日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	大洲市肱川町山鳥坂300番4から同町山鳥坂297番2まで	令和8年2月17日

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第1号

愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号）第10条第1項及び第37条第1項の規定に基づき、次のとおり愛媛県指定有形文化財及び愛媛県指定天然記念物に指定する。

令和8年2月17日

愛媛県教育委員会
教育長 高岡 哲也

1 指定する有形文化財

名 称	所 在 地	所 有 者	員 数
木造不動明王坐像	松山市太山寺町1730番地	松山市太山寺町1730番地 宗教法人太山寺	1 軀
銅板阿弥陀如来像	西条市洲之内甲1426番地	西条市洲之内甲1426番地 宗教法人前神寺	1 面

2 指定する天然記念物

名 称	所 在 地	所 有 者
野間馬	今治市野間甲8番地 伊予郡砥部町上原町240番地	今治市別宮町一丁目4番地1 今治市 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則6—227

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年2月17日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用及び昇任に関する規則（愛媛県人事委員会規則6—5）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（受験資格）</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 前項の規定により受験資格を定める場合において、年齢及び職歴については、試験の対象となる職の区分に応じ、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 警察官の採用試験 巡査の採用試験にあつては、年齢17歳以上<u>36歳</u>未満の者</p> <p>(3) 省略</p> <p>（競争試験の協議及び報告）</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 前条第2項の規定により警察官の採用試験及び昇任試験の一部を委任された警察本部長は、前項第3号から第6号までの事項について、あらかじめ人事委員会に協議しなければならない。</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 前項の規定により受験資格を定める場合において、年齢及び職歴については、試験の対象となる職の区分に応じ、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 警察官の採用試験 巡査の採用試験にあつては、年齢17歳以上<u>35歳</u>未満の者</p> <p>(3) 省略</p> <p>（競争試験の協議及び報告）</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 前条第2項の規定により警察官の_____昇任試験の一部を委任された警察本部長は、前項第3号乃至第5号_____の事項について、あらかじめ人事委員会に協議しなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。